

# 平成 24 年度税制改正重点要望

(資料編)

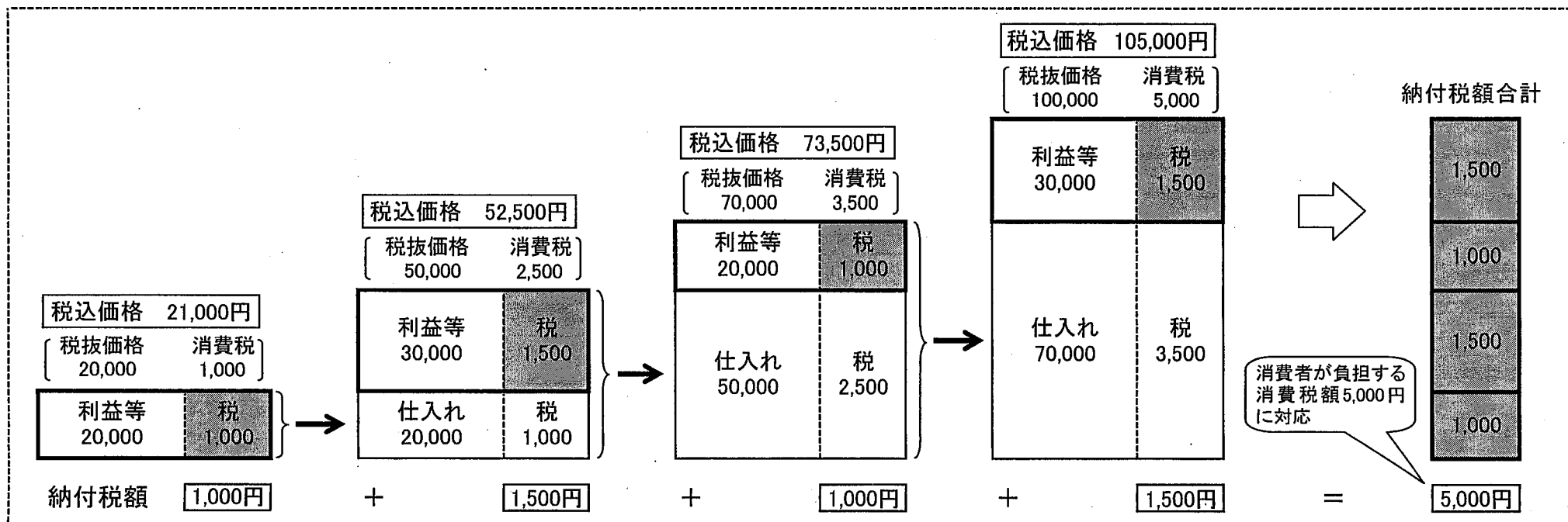
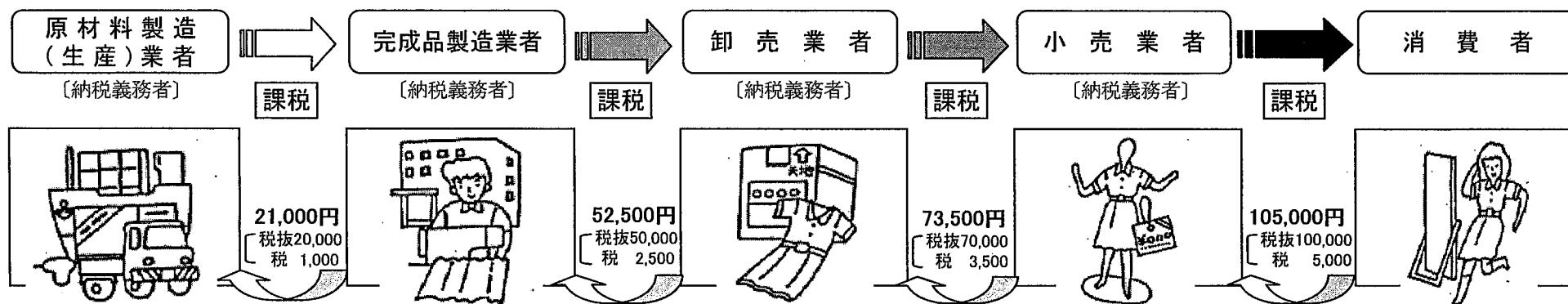
平成 23 年 11 月 28 日  
国民新党・新党日本

## <目次>

- 資料 1 消費税の多段階課税の仕組み（イメージ）
- 資料 2 消費税の仕入税額控除におけるインボイス制度の導入
- 資料 3 外形標準課税の国税（法人税）への導入
- 資料 4 被災事業者の事業再開と経営安定化に向けた税制（設備投資減税（即時償却、税額控除））
- 資料 5 被災事業者の事業再開と経営安定化に向けた税制（固定資産税の減免）
- 資料 6 被災事業者の事業再開と経営安定化に向けた税制（新規創業者への税制支援）
- 資料 7 被災事業者の事業再開と経営安定化に向けた税制（遊休設備の無償譲渡の全額損金制度）
- 資料 8 通信・放送システム災害対策促進税制の創設
- 資料 9 中小法人の税率 15% の実現（23 年度税制改正大綱に盛り込み済）及び税率 11% 以下への検討
- 資料 10 中小企業事業承継のための納税猶予制度の緩和（相続税の非課税化等）
- 資料 11 「中小企業の租税特別措置等の利用制限（適用範囲の見直し）」の撤廃について
- 資料 12 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- 資料 13 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設
- 資料 14 寄附文化の更なる推進 ～個人の社会参画による相互扶助～
- 資料 15 社会通念上必要な交際費の全額損金算入化
- 資料 16 関連銀行及び関連保険会社が統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設
- 資料 17 平成 24 年度税制改正要望（沖縄関連）一覧

消費税の多段階課税の仕組み (イメージ)

- 消費税は、財・サービスの消費が行われることに着目して課税される税
- 消費税の実質的な負担者は消費者であるが、納税義務者は事業者
- 全国にわたる製造、卸、小売り等の各取引段階の事業者が納付する消費税額の合計は、消費者が負担する消費税額に対応



(注) 「税」、「消費税」には地方消費税を含む。

## 消費税の仕入税額控除におけるインボイス制度の導入

- 現行の消費税制度においては、仕入税額控除を行うためには、課税仕入れ等の事実を納税者自身が記載した帳簿の保存に加え、取引の相手方(第三者)が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存が必要とされている(請求書等保存方式)。
- 消費税の納税義務者のうち中小零細事業者に対しては、事務負担に配慮する観点から「免税点制度」「簡易課税制度」という特例措置が設けられているが、事業者の手許に預かった消費税が残るいわゆる「益税」の問題が指摘されている。
- 社会保障・税一体改革成案では「2010年代半ばまでに段階的に消費税率(国・地方)を10%まで引き上げる」とされており、インボイス方式を導入しなければ「益税」も拡大し、消費税制度の信頼を損なう。

### 要望

中小事業者等に対する特例措置などとの関係を踏まえつつ、税額の記載が義務付けられる「インボイス方式」を導入することにより、仕入税額控除の適正化を図り、消費税制度の信頼性・透明性を向上させること。

## 外形標準課税の国税（法人税）への導入

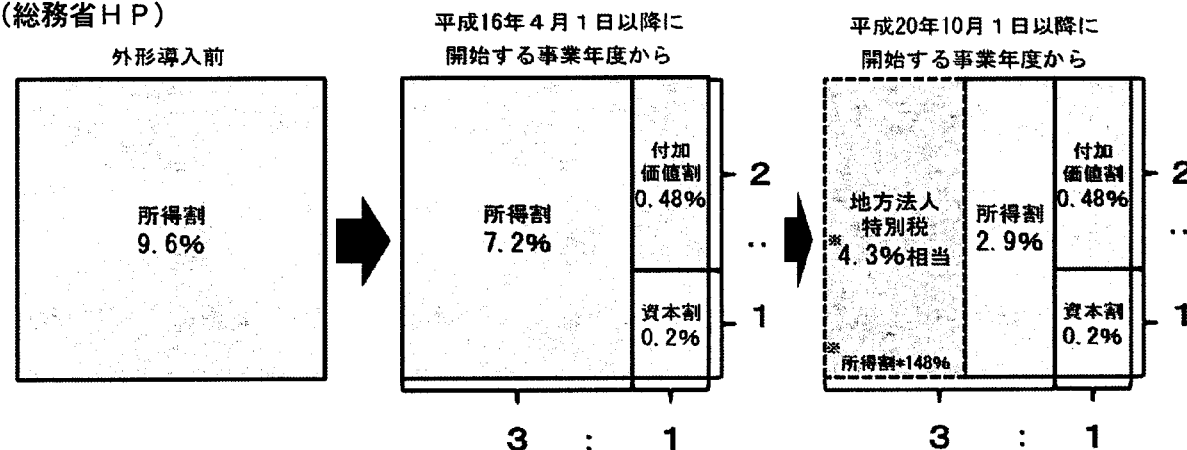
- 法人税は、景気動向に伴って税収が変動するため、安定的な公的サービスの提供が困難となりかねないという特徴がある。23年度2次補正後予算における法人税収は7.8兆円と消費税の10.2兆円を大きく下回っている。
- 国税庁の統計によれば、261万社のうち190万社が欠損法人であり、欠損法人割合は、72.8%となっている。資本金1億円超の法人に占める欠損法人の割合は約53%（平成21年分会社標本調査：国税庁）。
- 3割の黒字法人にのみ過剰な税負担を強いる制度は改めるべき。

### 要望

法人の税負担の適正化と財源確保の観点から、一定規模以上の法人を対象として、現在地方税として導入されている外形標準課税を国税（法人税）にも導入すること検討すること。

#### 【参考：現行の外形標準課税の概要】（総務省HP）

- ・対象となるのは資本金1億円を超える法人。（全法人約251万社のうち、約3万社が対象。）
- ・1/4が外形標準課税、3/4が所得課税となるよう設計。
- ・税率は右図参照。



(注) 所得割の税率は、年800万円を超える所得金額に適用される税率。

- 中小企業者等が一定の設備投資やIT投資等を行った場合に、税額控除(7%)又は特別償却(30%)の選択適用を認めるもの。
- 機械・装置全般など幅広い設備を対象とし、ほぼ全ての業種で利用できることが特徴。

**現行制度** 【創設年度:平成10年度、適用期限:平成23年度末】

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金1億円以下の法人</li> <li>・農業協同組合等</li> <li>・従業員数1,000人以下の個人の事業所得者</li> </ul>	※青色申告者であることが必要。
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>-製造業、建設業(→法定事業)</li> <li>-農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、沿海運送業、ガス業(→省令指定事業)</li> <li>-小売業、料理店業その他の飲食店業(料亭、バー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く)、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貨渡業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業、リース業(物品賃貸業及び不動産業(土地売買を除く)を除く)(→省令指定事業)</li> </ul>	※風営法2条5項に規定する件風俗関連特殊営業に該当するものを除く。
対象設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械及び装置のすべて【1台・1式で160万円以上】</li> <li>・一定の器具及び備品(電子計算機、デジタル複合機)【年合計で120万円以上】</li> <li>・一定のソフトウェア【年合計で10万円以上】</li> <li>・普通貨物自動車(車両総重量3.5t以上)</li> <li>・内航船舶(取得価額の75%が対象)</li> </ul>	※【】内の金額は最低取得価額の要件。 ※中古資産は対象外。
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得価額の30%特別償却又は7%税額控除の選択適用</li> </ul> (税額控除については、当該事業年度の税額の10%を上限。特別償却不足額、超過税額控除額は、半事業年度への繰越が可能。)	※資本金3千万円超の法人は税額控除の適用対象外。
適用期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>-平成10年6月1日から平成24年3月31日までの期間内に、取得又は製作し、事業の用に供するもの</li> </ul>	

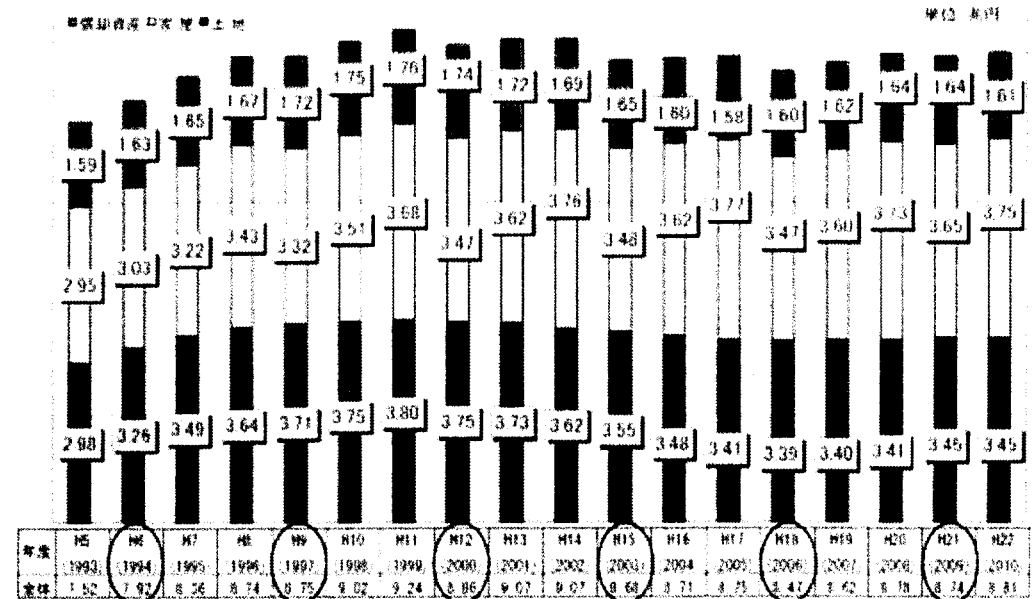
**要望内容**

- 設備投資減税(即時償却、税額控除)の実施

- 償却資産に対する固定資産税は、国際的に稀な税制であり、国内投資をした場合に投資額に応じて課税され、また、収益に関係なく赤字企業も負担することから、投資意欲を削ぐという指摘や、企業の国際競争力に悪影響を与えている、という指摘がある。
- 国内の新規投資の促進と産業の空洞化防止のため、国際的なイコールフットイングの観点から、負担の軽減に向けた見直しを図る。

区分	概要
課税主体	償却資産所在の市町村(東京23区の区域内は東京都が課税) ※ 大規模償却資産が所在する市町村については、課税標準のうち課税定額を超える部分については道府県が課税主体
課税客体	土地及び家屋以外の事業用の減価償却資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金等に課税されるものであること。 ただし、無形減価償却資産及び自動車税又は軽自動車税の課税客体でないこと。
標準税率	1.4%
評価方式	取得価額方式 $\left[ \begin{array}{l} \text{初年度の評価額} = \text{取得価額} - \text{控除額} \times 1/2(\text{半年分}) \\ \text{各年度の評価額} = \text{前年度評価額} - \text{控除額} \end{array} \right]$ <p>※ 控除額とは、法定耐用年数に応じた原価率により算出される額。                  ※ 平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しに伴い、法人税等では250%定率法等が導入されたが、固定資産税における評価方法に変更はなく、従来の減価率(旧定率法の償却率と同様の率)を用いている。                  ※ 評価額の最低限度(5%)までしか控除できない。</p>
申告制度	償却資産については、土地及び家屋のような登記制度がないため、課税客体を補足することができないので、所有者に申告義務が課せられている。
免税点	償却資産の課税標準となるべき額が150万円未満の場合は課することができない。

固定資産税収の動向



注1 平成20年度までは決算値、平成21年度は決算見込値、平成22年度は地方財政計画ベースの法人税見込値である。  
 注2 丸印の数字は、詳細資料を参照せよ。  
 注3 大規模償却資産に係る減価償却は含まれていない。

要望内容

○固定資産税の減免の実施

出典:総務省資料

**エンジェル税制**

一定の要件を満たした企業に対して、個人が投資を行った場合、投資時点と、売却時点で税制上の優遇措置を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合を通じた投資についても、直接投資と同様に本税制の対象となります。

**① 投資した年に受けられる所得税の優遇措置**

▼以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。

**優遇措置A (設立3年未満の企業が対象)**

(対象企業への投資額-2,000円)を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

**優遇措置B (設立10年未満の企業が対象)**

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

**② 株式を売却し損失が発生した場合、受けられる所得税の優遇措置**

対象企業の株式売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

※対象企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができます。

※対象企業へ投資した年に上記①の所得税の優遇措置(優遇措置Aまたは優遇措置B)を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

※平成12年4月1日から平成20年4月30日までに取得した株式に限り、投資した日の翌日から3年を超えて当該株式を保有した後に、その株式を売却したとき(対象企業の株式を上場後に売却した場合は上場の日から3年以内)は、譲渡益を1/2に圧縮して課税します。

出所「エンジェル税制のご案内」  
経済産業省

**要望内容**

- ◆創業期(設立後5年間)の中小企業の法人税を免税すること。併せて欠損金の繰越控除期間の無期限化すること。
- ◆創業者親族から贈与された創業資金の贈与税非課税枠(1,000万円)を創設すること。
- ◆エンジェル税制の拡充(売上高成長率の要件緩和)を図ること。

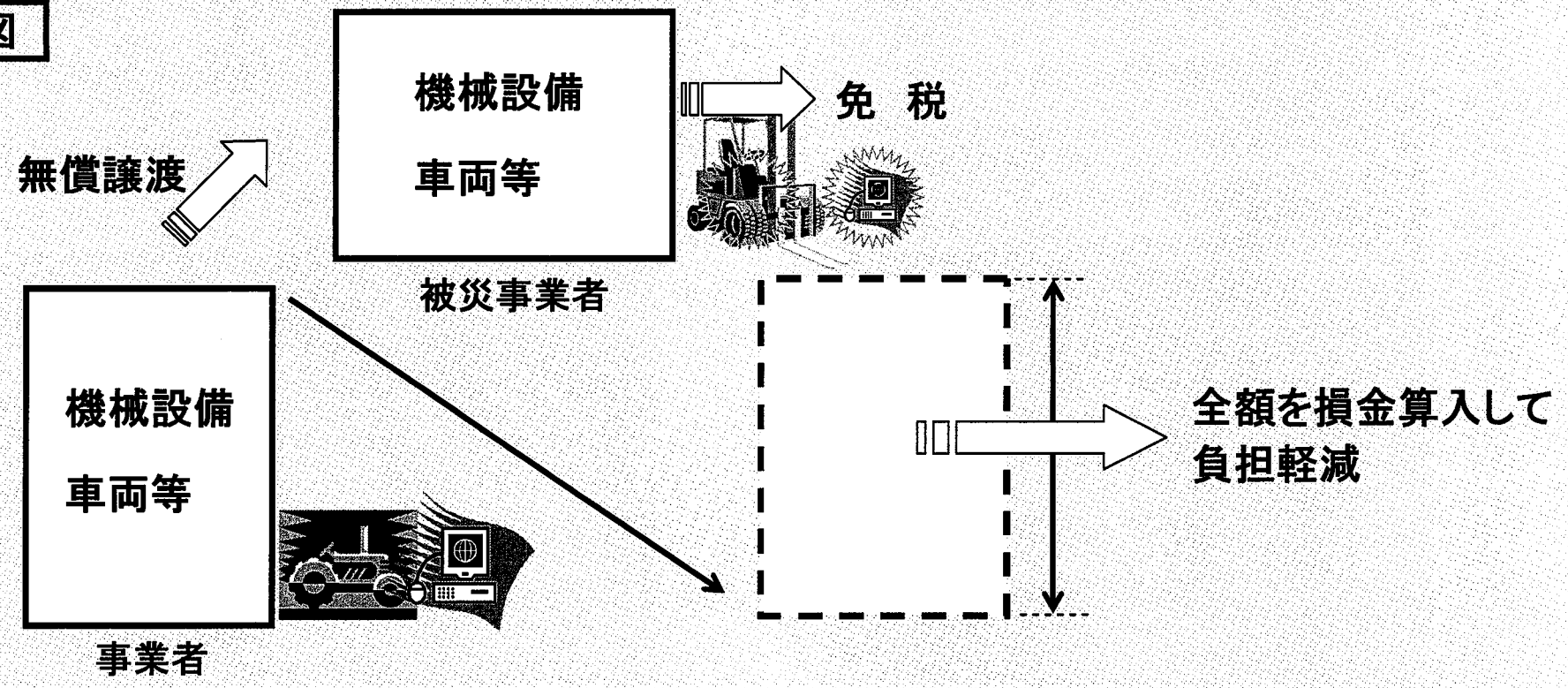


要望内容

遊休機械・設備の無償譲渡は全額損金算入すること。

被災事業者が早期に事業再開するためには、機械設備・車両等の確保が不可欠である。被災事業者以外の事業者が地方自治体等のマッチングにより、被災事業者に遊休機械・設備を無償譲渡する場合は、提供者がその費用を全額損金算入できる措置

フロー図

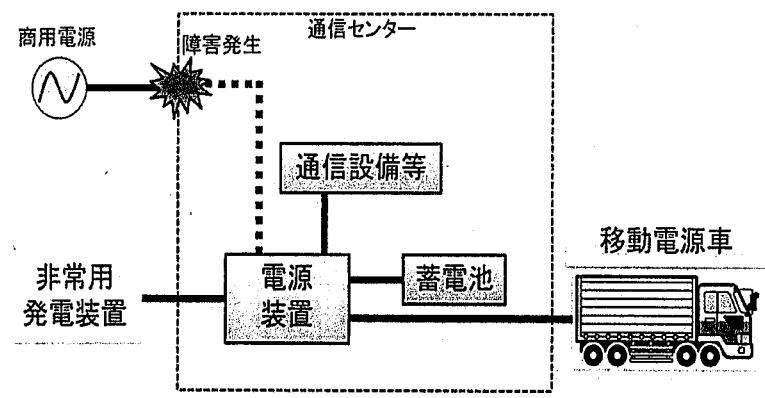


# 通信・放送システム災害対策促進税制の創設

- 東日本大震災においては、地震、津波に加え、広範囲かつ長時間にわたり停電が生じたために、通信・放送サービスの提供に大きな支障が出たところ。
- 通信・放送サービスは、国民の生命・財産の保護や国家機能の維持に欠くことができないものであり、これを支えるシステムの対災害性の強化は喫緊の課題。
- 東日本大震災の教訓を踏まえ、通信事業者及び放送事業者による非常用電源・予備設備の整備について税制措置を講ずることにより、災害に強い通信・放送システムの構築を促進する。
  - ・対象期間 2年間(平成24年度～平成25年度)
  - ・対象設備 非常用電源設備、予備設備
  - ・措置内容 対象期間に取得した設備に対して、取得価額の20%の特別償却  
取得後5年度分の固定資産税に関して課税標準を2/3に圧縮

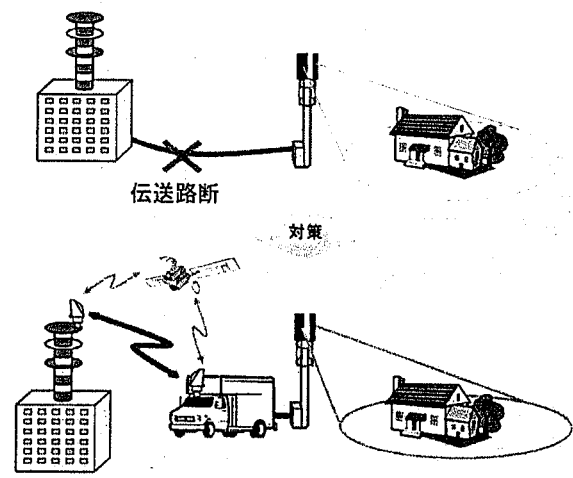
## 【対象設備のイメージ】

### ●非常用電源設備

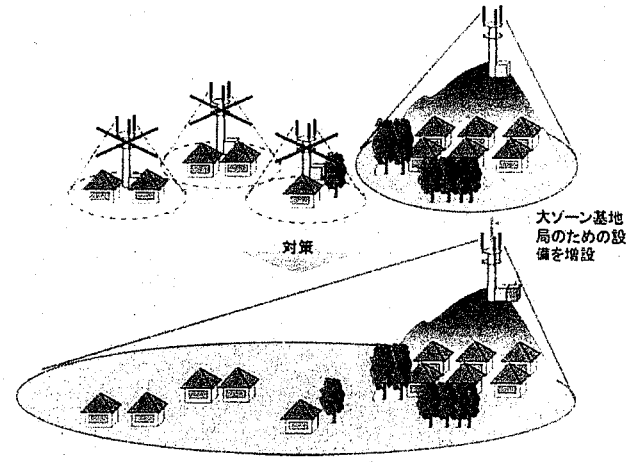


### ●予備設備の例

#### ・車載基地局



#### ・大ゾーン基地局

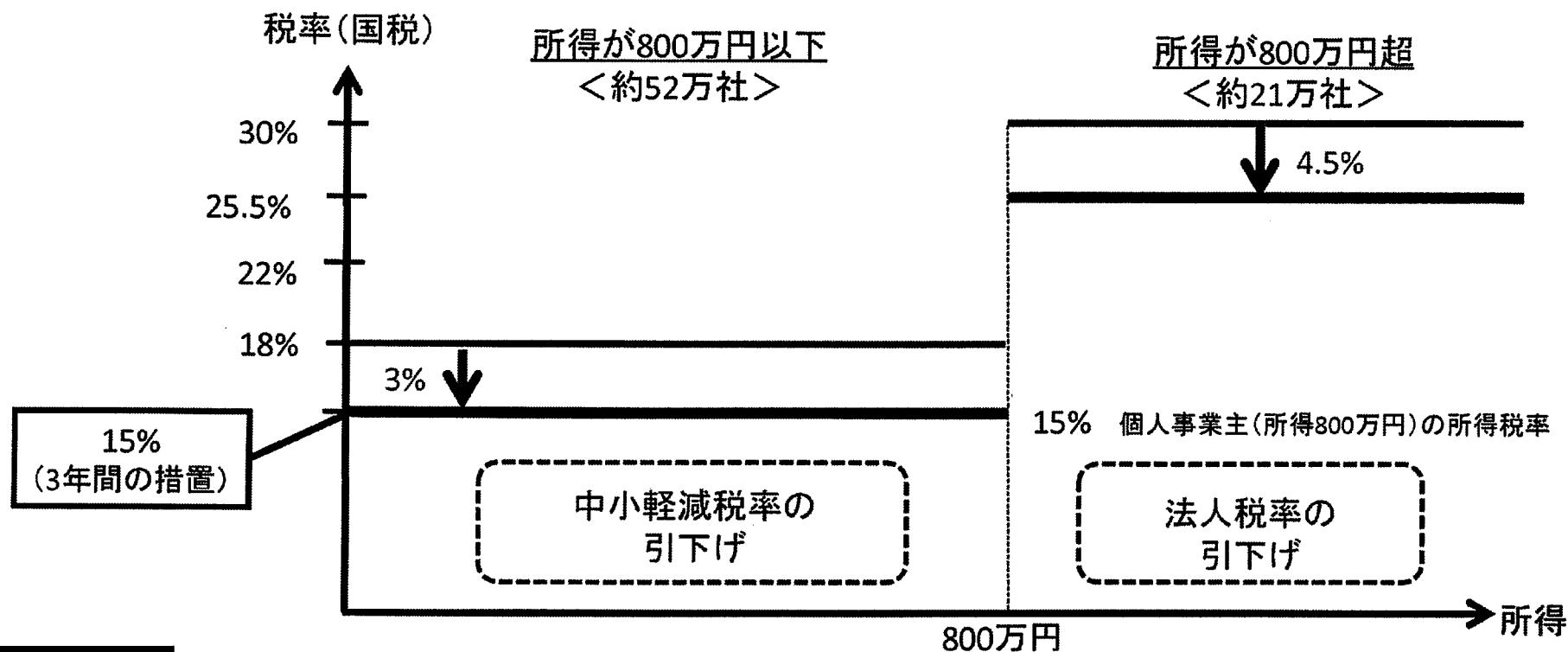


大ゾーン基地局のための設備を増設

- 中小企業(資本金1億円以下)の所得金額のうち、年800万円以下の金額について適用される軽減税率を18%から15%に引下げ。(23年度税制改正大綱盛り込み済) → さらに11%以下への検討
- また、中小企業の年800万円超の所得部分については、法人実効税率5%引下げ。

**改正概要** 【適用期間】3年間(平成25年度末まで)

- 中小法人の軽減税率について、現行の特例による税率を3年間の措置として18%から15%に引き下げるとともに、現行の本則税率を22%から19%に引き下げる。



**要望内容**

○中小法人の税率15%の実現(23年度税制改正大綱に盛り込み済)

※経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第177国会閣法第2号)の成立前提

○さらに、税率11%以下への検討

## 中小企業事業承継のための納税猶予制度の緩和(相続税の非課税化等)

- 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)とは、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される特例制度。
- 本税制により、中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る。

## 現行制度

【創設年度:平成21年度、適用期限:恒久措置】

## 相続税の納税猶予制度

- 納税猶予額は、後継者が納付すべき相続税のうち、株式等(※)に係る課税価額の80%に対応する額。

※相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

## 贈与税の納税猶予制度

- 納税猶予額は、後継者が納付すべき贈与税のうち、株式等(※)に係る課税価額の全額に対応する額。

※贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○ 後継者が死亡した場合等の一定の場合において、猶予税額の納税は免除。

○ 相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下のような要件を満たして事業を継続することが必要。

- ① 後継者が代表者を継続
- ② 雇用の8割以上を維持
- ③ 対象株式の継続保有
- ④ 上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社等に該当しないこと 等

## 要望内容

- 雇用維持要件(5年間8割)の緩和(一定要件があれば猶予取消とならない措置の創設)
- 発行済議決権株式の総数等の「2/3要件」の100%への拡充
- 相続税の猶予割合の100%への引き上げ
- 後継者要件(先代経営者の親族であること)の撤廃 など

## 「中小企業の租税特別措置等の利用制限(適用範囲の見直し)」の撤廃について

## 租税特別措置(一部)

表3 中小企業者に適用される特別措置の適用状況

特別措置名	措置法(条文)	主な適用要件、優遇内容(平成20年4月1日現在)
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除(注)	42条の4	試験研究費を支出した場合、12%の税額控除
エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(注)	42条の5	エネルギー需給構造改革推進設備等の取得価額の7%の税額控除
中小企業者等が機械等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除	42条の6	特定の機械装置等の取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除
事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除	42条の7	一定規模の事業基盤強化設備の取得価額の30%の特別償却又は取得価額の7%の税額控除
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	67条の5	取得価額30万円未満の償却資産を合計額300万円まで全額損金算入

(注)大企業も適用が可能であるが、中小企業者は特別措置の適用要件が優遇されている。

出所:会計検査院「中小企業に適用される租税特別措置について」

(平成22年10月26日付け 財務大臣及び経済産業大臣あて)より抜粋

## 会計検査院の調査・指摘

◆大企業の平均所得金額を超えるなど多額の所得を得ていて財務状況が脆弱とは認められない中小企業者が、中小企業者に適用される特別措置の適用を受けている。

◆特に中小企業者に適用される特別措置の適用に当たっては、政策目的のため有効にかつ公平に機能しているか不断に検証が求められる。

会計検査院「中小企業に適用される租税特別措置について」(平成22年10月26日付け 財務大臣及び経済産業大臣あて)より抜粋

## 検討事項

「会計検査院から意見表示がなされている中小企業者に対する法人税率の特例の適用範囲の見直し及び中小企業者に適用される租税特別措置の適用範囲の見直しについては、経済産業省において適用実態を精査した上で、平成24年度税制改正において検討することとします。」(平成23年度税制改正大綱 平成22年12月16日閣議決定)

## 要望内容

◆中小企業の成長に資するため、租税特別措置の利用制限の検討を行わないこと。

## I. 暮らしの安全・安心確保関連税制

### 1. 住まいの質の向上・無理のない負担での住宅の確保等

- ①新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長
- ②土地・住宅に係る不動産取得税の軽減措置(税率・課税標準等)の延長
- ③認定長期優良住宅に係る特例措置の延長(所得税、登免税、不動産取得税、固定資産税)
- ④住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置・相続時精算課税制度の特例措置の延長・拡充
- ⑤居住用財産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長

### 2. 災害に強い都市・地域の形成

- ①復興まちづくり計画に伴う鉄道線路の移設に係る不動産取得税、固定資産税の特例措置の創設
- ②街区防災計画(仮称)に基づく事業の推進に係る課税の特例措置(法人税、固定資産税等)の創設
- ③特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の特例措置の延長

### 3. 地域公共交通の維持・活性化等

- ①交通バリアフリー促進のための法人税の特別償却制度、固定資産税等の軽減措置の創設
- ②JR三島特例及びJR三島会社・JR貨物に係る国鉄承継特例の延長等(固定資産税)
- ③地方航空路線維持のための国内線航空機に係る固定資産税の軽減措置の延長
- ④乗合バス車両に係る自動車取得税の非課税措置及び鉄道事業再構築事業に係る固定資産税の軽減措置の延長

### 4. 船舶、鉄道、建設機械等機械装置の動力用軽油に係る軽油引取税の非課税措置の延長

# 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の創設

## 現状・課題

- 再生可能エネルギー利用設備の加速的な普及を図るべく、設置者の設備保有段階における初期の経済的負担を軽減する必要

## 税制措置

### 現行制度

政府の補助(民間事業者向けの「新エネルギー等事業者支援対策事業」)を受けて取得された太陽光発電設備について、固定資産税の課税標準額を最初の3年間2/3に軽減

### 要望内容

- ① 対象設備を「政府の補助を受けて取得された太陽光発電設備」から「再生可能エネルギー発電設備」に変更する。  
(平成25年度末まで)  
※ 対象設備:再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を電気に変換する設備及びその付属設備
- ② 「固定資産税の課税標準額を最初の3年間2/3に軽減」から「固定資産税を最初の3年間免除」に変更する。

## 期待される効果

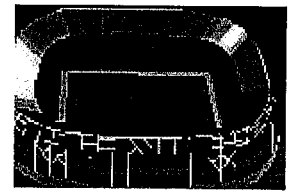
再生可能エネルギー活用の抜本的強化による自立・分散型エネルギー社会の構築を通じて、温室効果ガスの一層の排出削減が促進され、電力の安定供給の確保にも資することが期待される。

要望の背景と内容

- 震災復興のような場面においても、寄附が果たす役割は大きい。  
【具体例】『いわて学び希望基金(岩手県):約18億円』、『桃・柿育英会(安藤忠雄氏ほか7名):約9億円』
  - 「もっと寄附が進むとよい」と思っている国民は多いが、「確定申告を行う」寄附者は少ない。  
【具体例】「日本においてもっと寄附が進むようになるとよい」73%  
「寄附を行った人のうち、確定申告した人」5%  
〔『寄付白書2010』(日本ファンドレイジング協会、H23年)より。H23年3月、満20～69歳までの男女約1万4千人を対象にした調査。〕
  - 学校法人への税額控除について、要件を満たす一部大規模法人に限らず、小規模な私立幼稚園・小・中・高校設置法人などへ、一層の対象拡大が必要。
- ⇒ 寄附文化推進を更に加速させるため、
- ◆ 奨学事業(奨学金、授業料減免等)、国立霞ヶ丘競技場整備事業など国民による支え合いになじむ事業への個人寄附に係る税額控除導入
  - ◆ 学校法人の税額控除の要件の見直し、寄附金控除の年末調整対象化(※『H23年度税制改正大綱』検討事項)

～国立霞ヶ丘競技場整備を具体例に～

- 2019年ラグビー・ワールドカップ開催決定、2020年オリンピックに立候補など  
競技場整備の必要性も叫ばれる今こそ…
- 寄附した場合の刻銘等に加え、国民による草の根寄附を進めるためのインセンティブとして、税額控除の導入！
- 国際競技大会開催のみならず、誰もが楽しめるスポーツの場を盛り上げるための国民運動に！



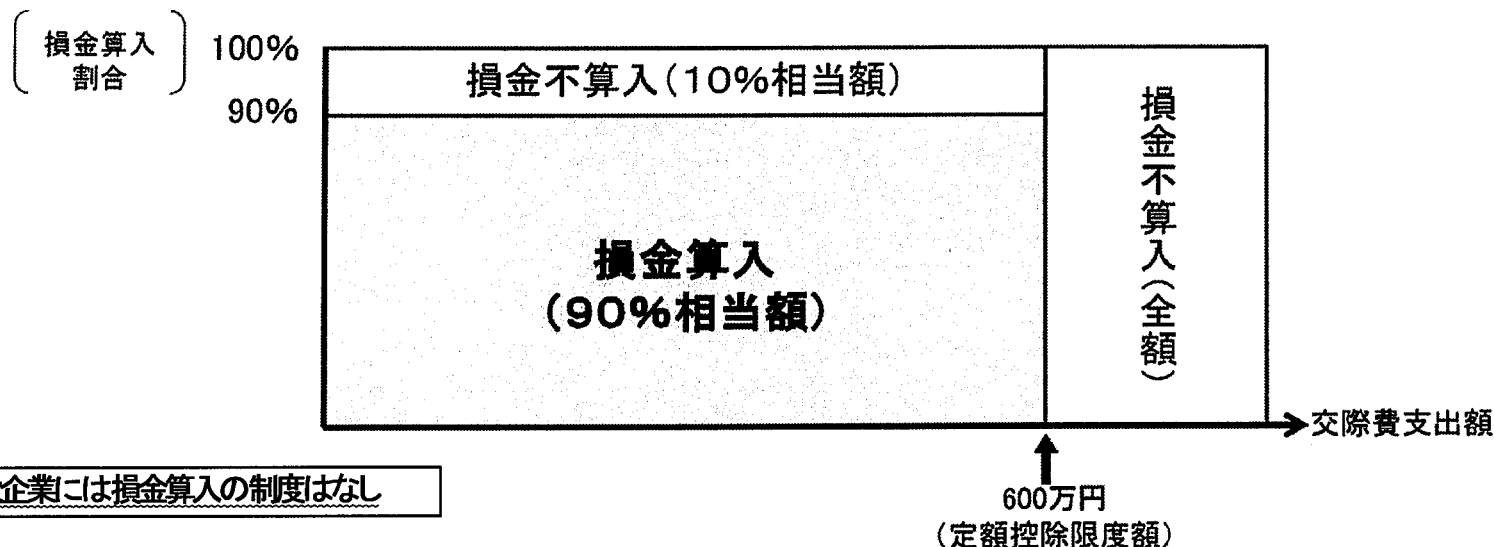
- ⇒ ◇ 「寄附」に対する発想の転換 (単なる資金面の下支え→国民による政策選択、応援したい政策投資)
- ◇ 納税者側の政策参画意識の向上
  - ◇ 減収見込みに比して寄附増見込みが高く、大きな政策効果が見込まれる



○ 法人が支出した交際費は租税特別措置により、原則として損金不算入とされているが、中小企業については、特例として一定額の損金算入が認められている。

現行制度

【創設年度: 昭和29年度、適用期限: 平成23年度末】



※現行は大企業には損金算入の制度はなし

中小企業(資本金1億円以下の法人)においては、**定額控除限度額(600万円※)まで、交際費支出の90%相当額について損金算入が可能。**

※経済危機対策(平成21年4月)における税制措置として、定額控除限度額は、400万円から600万円へ引き上げられた。

(注1) 交際費の範囲から1人あたり5,000円以下の一定の飲食費等は除外(中小企業、大企業の区別なく適用)。

(注2) 資本金1億円超の法人が支出した交際費については、その全額が損金不算入。

(注3) 個人事業主については、法人の場合のような交際費支出の損金算入を制限する措置は無い。

要望内容

○大企業にも適用されえるよう、資本金の制限の撤廃

○さらに、交際費支出の90%相当額の損金算入から全額損金算入化へ拡充

# 関連銀行及び関連保険会社が統合後の日本郵政株式会社に業務委託する際に支払う手数料に係る消費税の非課税措置の創設

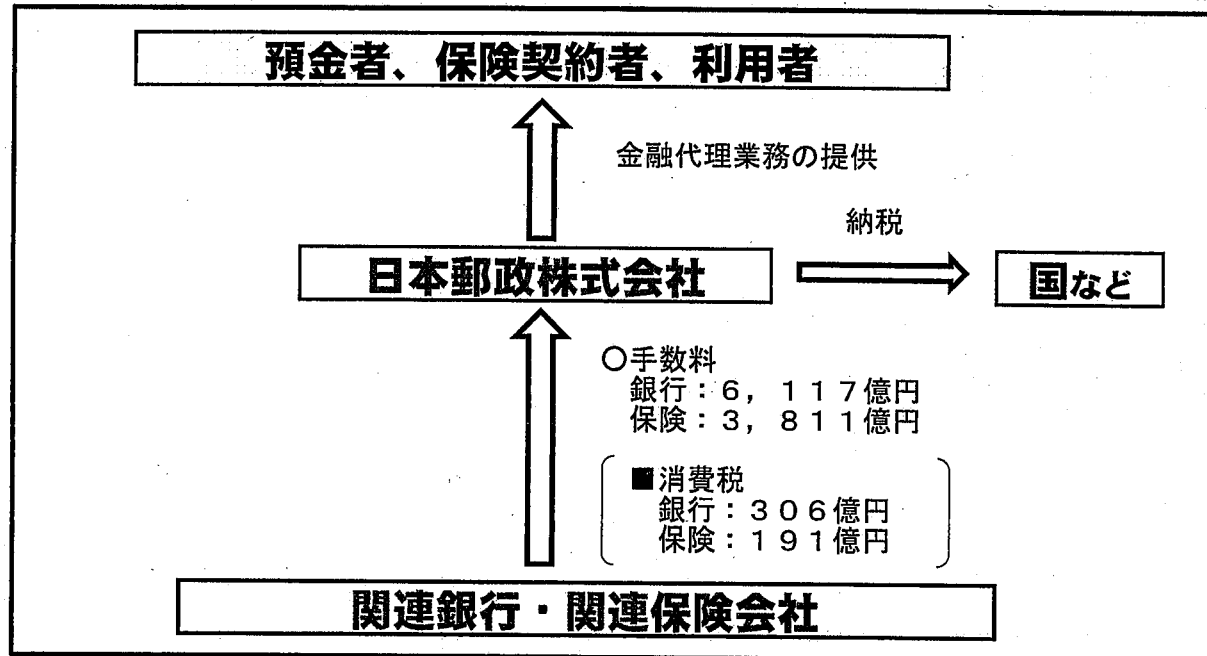
## 特例措置の内容

関連銀行及び関連保険会社から統合後の日本郵政株式会社へ業務委託する際に支払う手数料に係る消費税を非課税とする。

## 要望の理由

- 郵政改革法施行後の日本郵政株式会社は、いわゆる金融ユニバーサルサービスの提供義務が課され、関連銀行・関連保険会社との間で、銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約を締結し、金融ユニバーサルサービスを提供することが義務付けられることとなる。  
(郵便貯金銀行・郵便保険会社については、郵政改革法施行当初、それぞれ関連銀行・関連保険会社となることを法定)
  - 他方で、民間金融機関は、通常、自らが利用者に金融サービスを提供しているため、業務委託に係る手数料は発生しない。
- ⇒ 関連銀行・関連保険会社（郵便貯金銀行・郵便保険会社）にとって経営判断の余地がなく他の金融機関にはない負担が発生し競争上著しく不利となる。

当該手数料に係る消費税の非課税措置の創設により、関連銀行及び関連保険会社の安定的な経営を確保し、適切なサービス提供を通じた利用者の利便の向上を図る



# 平成 24 年度税制改正要望（沖縄関連）一覧

資料17

## 【新設・継続】

- 沖縄の金融業務特別地区（金融特区）に係る税制優遇措置の拡充
- 沖縄の特別自由貿易地域等に係る税制優遇措置の拡充
- 国際エンターテインメント特区に係る税制優遇措置の創設
- 国際物流特区に係る税制優遇措置
- 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の拡充
- デューティーフリーショップに対する消費税率引上げの適用除外措置等
- 医療ツーリズム推進のために取得する機械・建物等に係る税額控除等の拡充

## 【廃止】

- 沖縄電力に係る石油石炭税の免税措置の廃止
- 沖縄に係る揮発油税・LNG軽減税率の廃止

※ マーカーのある項目は、沖縄県の要望にはない項目である。

## 沖縄の金融業務特別地区(金融特区)に係る税制優遇措置の拡充

- 金融特区制度は有効活用されていない。現在、税制優遇措置を受けている企業も存在せず、想定した効果を生みだしているとは到底言えないことから、本制度そのものを見直す必要がある。
- 具体的には、所得控除について、対象者の見直しとともに、所得控除の対象となる所得の地域制限をなくすほか、控除率の引上げ、所得控除限度額の撤廃、適用期間の見直しを行う。
- 金融特区における投資税額控除制度についても、税額控除割合を引き上げ、税額控除限度額を撤廃するとともに、特別償却制度を創設する。

項目		現 行 制 度	改 正 ( 案 )
所得 控 除	対 象 者	特区内で設立された青色申告書を提出する内国法人で以下の要件を充足する認定法人。 ①専ら特区内に事業所を有すること ②常時使用する従業員の数が10人以上であること等	・設立に加え、特区内に事業所を移転した者も対象とする ・「内国法人」要件を撤廃し、外国法人でも可とする。 ・「全従業員の過半数が特区内の事業所に勤務すること」とし、「専ら」要件を撤廃
	控除対象所得	特区内で行われる金融業務から得られた所得	特区外の金融業務による所得も控除対象所得とする
	控 除 率	35%	40%
	控除限度	直接人件費の20%を限度とする	撤廃
	適用期間	対象法人設立の日から10年間	「事業認定の日から10年間」
対 象 者	特区内で1000万円を超える金融業務用設備を新增設した青色申告を提出する法人		
税額控除	機械装置及び特定の器具備品:15%		機械装置及び特定の器具備品:25%
	建物及びその付属設備:8%		建物及びその付属設備:15%
特別償却	制度なし		機械装置及び特定の器具備品:75%
			建物及びその付属設備:37.5%

## 沖縄の特別自由貿易地域等に係る税制優遇措置の拡充

○特別自由貿易地域等には、税制上の優遇措置のほか、雇用・投資助成制度、物流支援等有利な投資環境が整備されているが、現状では十分に活用されていない。特別自由貿易地域等の位置付けや目的を抜本的に変え、地場企業の産業化を支援するため、誘致対象を県内の事業者とし支援策を深掘りする。

○具体的には、所得控除や税額控除制度について、控除割合を引き上げるほか、特別償却制度の償却率を引き上げるなどの拡充（※）を行う。

（※）金融特区同様、投資税額控除制度の控除限度額を撤廃するほか、特区に移転した外国法人も対象とし、「専ら」要件を廃止する代わりに、法人の全従業員の過半数が特区内の事業所に勤務することに改め、適用期間を設立から10年間としていたものを、事業認定の日から10年間へと改める。

区 分	現 行 制 度	改 正（ 案 ）
所得控除	法人税課税所得の 35%	→法人税課税所得の <u>40%</u>
	「専ら」同地域内に事業所を有すること	→「全従業員の過半数が特区内の事業所に勤務すること」に要件緩和
税額控除	機械及び装置：15/100	→機械及び装置： <u>25/100</u>
	建物及びその附属設備：8/100	→建物及びその附属設備： <u>15/100</u>
特別償却	機械及び装置：50/100	→機械及び装置： <u>55/100</u>
	建物及びその附属設備：25/100	→建物及びその附属設備： <u>30/100</u>

## 国際エンターテインメント特区に係る税制優遇措置の創設

- 沖縄は、中国、台湾や東南アジア諸国のように成長著しい国々との地理的な近接性に恵まれており、これらの国々の消費意欲を沖縄に引き寄せるために、キャンプ・キンザー隣接地域に複合施設を設置し、その地域を「エンターテインメント特区」とする。そして、日本を代表するゲームやアニメの人気キャラクターをイメージキャラクターとすることによって、「日本の現代カルチャーを堪能できるアジア各国から最も近い観光地」としてのプロモーションを行う。
- 大型の商業施設を建設し、アジアを代表するショッピングセンターの一つになるよう、有名店や人気店を多く誘致するとともに、国際見本市、展示場などアジアへ情報発信できるビジネス拠点の形成を図るため、税制優遇措置を創設する。

税 制 優 遇 案	
投資税額控除	→ 機械及び装置 <u>25/100</u> 建物及びその附属設備 <u>15/100</u>
特別償却	→ 機械及び装置 <u>55/100</u> 建物及びその附属設備 <u>30/100</u>

## 国際物流特区に係る税制優遇措置

- 沖縄県の「アジアのへそ」とも言える地理的な特性を踏まえ、沖縄の自立した経済を育て、真に活力のある「アジアの物流拠点」を作るため、輸出を主目的としたベンチャーが新旧の県内企業や県外企業と協力し、集積していく必要がある。
- 新しい「国際物流特区」では、ソフト・ハード両面で県の認可を受けた輸出促進を目的とした新規企業が十分に活躍できるような優遇措置を講ずる。

### 新国際物流特区の条件と税制優遇措置

条件 ⇒ 新規に設立された法人であること

#### 優遇措置

- 投資税額控除 → 機械及び装置 25/100  
建物及びその附属設備 15/100
- 特別償却 → 機械及び装置 55/100  
建物及びその附属設備 30/100

# 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置の拡充

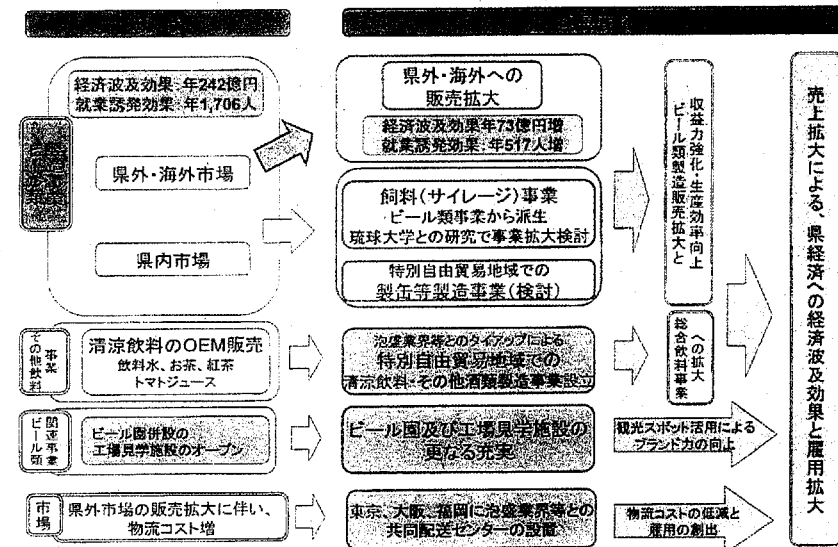
- これまでも沖縄の経済社会に貢献してきたオリオンビールについて、県内外の積極的な事業展開を後押しすることにより、沖縄経済全体への波及効果が期待できる。(図1参照)
- 泡盛産業について、他産業とのコラボレーションによる新事業等の積極的な取組を支援し、沖縄の製造業の中核として成長するよう後押し、経済の拡大を図る仕組み作りが必要。(図2参照)
- 上記の目的を達成するため、沖縄県産ビール及び泡盛に対する酒税の軽減措置の拡充が必要。

酒類の分類	現行制度	改正(案)
ビール	本則税率の 80%	本則税率の <u>75%</u>
泡盛(単式蒸留しょうちゅう)	本則税率の 65%	本則税率の <u>60%</u>

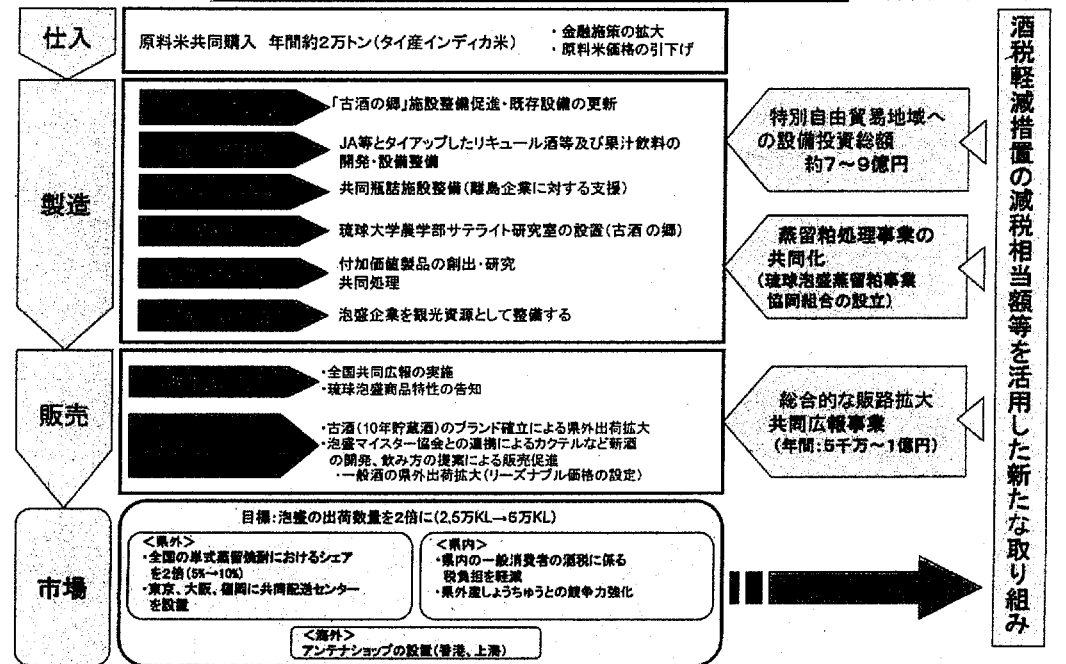
図1

図2

オリオンビールの今後の成長戦略と沖縄県産酒類の取組



泡盛産業の取組



沖縄県酒造組合連合会



## デューティーフリーショップに対する消費税率引上げの適用除外措置等

- 沖縄型特定免税制度の活用により、国内旅行でもブランド品の免税購入ができる強みを生かし開業以来沖縄県への入域者数が増加した。しかし、現在急激な円高により沖縄における円による価格表示が海外の免税売店と比べて、お買い得感のあるものとは言えない。
- 現行制度では関税は非課税であるが、消費税（5%）が課税されており、今後消費税率の引上げが行われれば、デューティーフリーショップそのものの魅力を喪失。
- そこで、将来的に消費税率が引き上げられたとしても、現行の5%を維持すること。また、当面の措置として、沖縄型特定免税点制度の要件等の緩和を行うこと。

○デューティーフリーショップに対する消費税率引上げの適用除外措置の創設

○沖縄型特定免税制度の要件緩和（本要望は、沖縄県の要望事項である）

項目	現行制度	改正案
面積要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定小売施設及び特定飲食施設の床面積が、合計10,000㎡以上であること。</li> <li>・ 免税対象となる物品を販売するために設置される店舗面積の合計が、5,000㎡以上であること</li> </ul>	特定販売施設の面積要件を満たした既設置者に対し、2店舗目からの面積要件を免除
適用上限額	関税免除適用上限額 20万円	関税免除適用上限額を100万円に引き上げ

## 医療ツーリズム推進のために取得する機械・建物等に係る税額控除等の拡充

- 沖縄における医療ツーリズムのポテンシャルはアジア地域の中でも高く、沖縄本島のみならず離島を含めた医療ツーリズムを実現できる可能性を秘めている。
- 沖縄は世界一の長寿地域であるというネームバリューを活用するとともに、沖縄県の温暖な気候や地理的位置、高度医療の充実を活用した医療ツーリズムは、多様性のある沖縄観光の柱になる。
- これを実現するための施策として、医療ツーリズムの推進に資するために取得した機械・建物等を取得した場合には現行の制度より拡充した税額控除及び特別償却を認めること。

区 分	現 行 制 度	改 正 案
税額控除	機械及び装置: 15/100	→機械及び装置: <u>25/100</u>
	建物及びその附属設備: 8/100	→建物及びその附属設備: <u>15/100</u>
特別償却	機械及び装置: 50/100	→機械及び装置: <u>55/100</u>
	建物及びその附属設備: 25/100	→建物及びその附属設備: <u>30/100</u>

## 沖縄発電用特定石炭に係る石油石炭税の免税措置の廃止

- 全国で県民所得が最も低い沖縄では、沖縄電力の電気料金が九州電力の約2割増し、東京電力の1割増しとなっており、沖縄県民の生活を圧迫している。
- これまでも沖縄電力への配慮として、輸入石炭のうち、沖縄の発電用途のものについては、需要規模が小さく原子力発電が困難であることなど、沖縄県の特殊な電力事情等に配慮し、沖縄振興の観点から、石油石炭税の免税措置等が講じられている（適用期限：平成24年3月31日まで）。
- 一方で、沖縄電力の社員の平均給与は県平均の倍以上であることや、本業以外の事業での多額の損失の計上など、沖縄電力の電気料金の引下げに向けての経営努力については疑問点も多い。
- 一向に電気料金が全国平均並みに下がる気配はなく、県民が恩恵を受けているとは言い難いため、適用期限の到来に伴い廃止とすること。

項目	現行制度	改正案
引取りに係る沖縄発電用特定石炭の免税 (適用期限：平成24年3月31日まで)	免税	廃止
(参考) 石油石炭税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原油、輸入石油製品： 1klにつき 2,040円</li> <li>・天然ガス、石油ガス等： 1tにつき 1,080円</li> <li>・石炭： 1tにつき 700円</li> </ul>	

## 沖縄の揮発油税等に係る軽減税率の廃止

- 本特例については、生活者支援、離島における価格安定等の面から貢献をしてきた。これまで沖縄の産業及び県民生活の状況等を勘案し、本土並みの税負担を求めることは適当ではないことから適用期限が繰り返し延長されてきた（適用期限：平成24年5月14日まで）。
- しかし、沖縄復帰特別措置法が沖縄自立のための段階的措置であることを踏まえると、本特例の趣旨が達成されないまま、およそ40年間延長するだけに終わっている。
- 本特例をただ単に延長するのではなく、大々的にリニューアルする必要があり、適用期限の到来に伴い、廃止とすること。

項目	現行制度	改正案
沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令上の揮発油税及び地方揮発油税の軽減等 （適用期限：平成24年5月14日まで）	・揮発油：1klにつき （国 税）48,600円 （地方税）5,200円	廃 止
（参考）揮発油税及び地方揮発油税（本則）	・揮発油： 1klにつき（国 税）48,600円 （地方税）5,200円	